



## ◆ 税務スケジュール(11月)

11月11日(月)

・10月分 源泉所得税・住民税特別徴収分の納付

確定申告・年末調整のご準備をお願いいたします。  
保険の控除証明書等が届き始めています。  
弊社より確定申告資料袋が届きましたら、  
そちらへ資料を入れてください。



12月2日(月)

・10月分 社会保険料の納付  
・9月決算法人 法人税・消費税の確定申告と納税  
・3月決算法人 法人税・消費税の予定申告と納税  
・12月3月6月決算法人 3ヶ月ごとの消費税の中間申告  
・個人事業税の納付 第2期分  
・所得税の予定納税 第2期分(振替納税)



小鐵



## ◆ 弥生会計の消費税区分

会計データを入力の際、手間なものの一つに  
消費税区分があるかと思ひます。  
そんな時は「科目設定」より  
「税区分」の設定をされてみてはいかがでしょうか。  
「補助科目」に合わせて「税区分」を設定するだけです。

入力時の選択忘れもなくなり、データも自然と整理されるので、  
見直しや確認作業も楽になります。  
地代家賃など毎月支払いが発生すると思ひますので、  
支払先別に「補助科目」「税区分」の設定をされることをおすすめ  
めします。

軽減税率の8%やインボイス制度での適格等  
どんどん複雑になってきてますが、  
「税率」や「請求書区分」の設定もできますので、  
よくでてる支払先だけでも登録されてみてはいかがでしょうか

地代家賃 [3件]	サーチキー-英字	サーチキー-数字	サーチキー-他	税区分	税率
📍 駐車場	chuushaj	1		課税仕入	標準自動
👤 山田さん	yamada	2		非課税仕入	
👤 ABBビル	abbiru	3		非課税仕入	
				非課税資産輸出	
				非課税資産輸出返還	
				非課税資産輸出償倒	
				対象外売上	
				有価証券譲渡	
				課税対応仕入返還	
				課税対応仕入本体	
				課税対応仕入消費税	
				地方消費税貨物割	
				引当金仕入	
				対象外仕入	
				不明	

白川



## ◆ 今年11月より「フリーランス保護法」が施行されます。

「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」  
通称「フリーランス保護法」が、今年11月1日より施行されます。

対象者・義務の内容は右記の通りですが、  
発注側の状況や業務委託期間によって  
実際に義務が課される範囲は異なるようです。

※例えば、発注側が従業員を使用していない(つまりフリーランス)の場合  
課される義務項目は ①のみとのこと。

マッチングサイトの普及等により、フリーランスの方へ  
お仕事を依頼する機会も随分増えてきたかと思ひます。  
いま一度ご確認頂ければと思ひます。

【参考】公正取引委員会 フリーランス法特設サイト  
[https://www.jftc.go.jp/freelancelaw\\_2024/](https://www.jftc.go.jp/freelancelaw_2024/)

### 【対象者】

受託側：従業員を使用しないフリーランス  
発注側：フリーランスに業務委託をする事業者

### 【義務の内容】

- ①書面などによる取引条件の明示
- ②報酬支払期日の設定・期日内の支払
- ③7つの禁止行為
  - ・受領拒否
  - ・報酬の減額
  - ・返品
  - ・買いたたき
  - ・購入/利用強制
  - ・不当な経済上の利益の提供要請
  - ・不当な給付内容の変更/やり直し
- ④募集情報の的確表示
- ⑤育児介護等と業務の両立に対する配慮
- ⑥ハラスメント対策に関する体制整備
- ⑦中途解除等の事前予告・理由開示

大熊



## ◆ スタッフより

アドバイザーグループの稲葉です。

次男が9月にアデノイドと扁桃腺の切除術を行いました。3歳  
の子供にとって一週間の入院という不安と術後の痛みは相当  
あったらと思ひます。

ただ、術後はいびきや口呼吸が改善して以前に比べて活発  
になり、滑舌も良くなって話すことに自信が  
ついたようでおしゃべりが増えました。

おしゃべりさんが増えたことで一層家が  
騒々しくなりましたが、本当に元気になって  
くれて良かったです。



## ◆ クイズ

インボイス制度がスタートして1年が経ちました。  
制度について、ご不明な点はございませんでしょうか。  
今月は公共交通機関特例からクイズです。

◆ 次のうち、インボイスの保存が必要な取引はどれでしょう。

- ①3万円未満の電車料金
- ②特急列車に乗車するために支払った特急料金
- ③駅構内に入場するために支払った入場料

答えは、③です。

公共交通機関特例とは、3万円未満の公共交通機関を利用した場合にイン  
ボイスが不要となる制度です。特急料金は、旅客の運送に付随する対価とし  
て、特例の対象となります。入場料は特例の対象外です。



小鐵

